

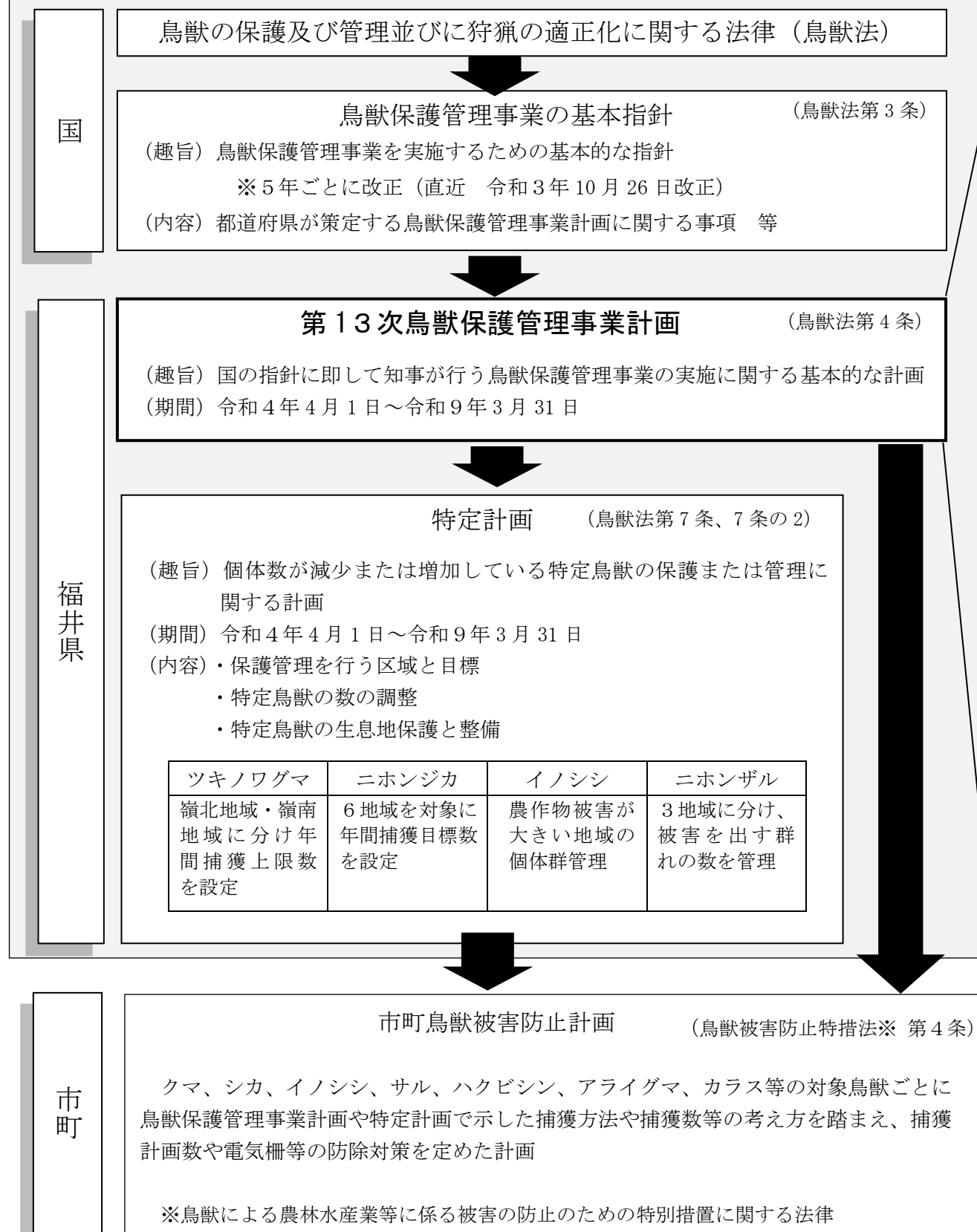
第13次鳥獣保護管理事業計画（案）

令和4年2月7日
安全環境部・農林水産部

資料17-1

本県の鳥獣保護管理事業を計画的に実施するための5か年計画として、国の指針に基づき、鳥獣保護区等の設置や特定鳥獣保護・管理計画を策定すること等を規定した「第13次鳥獣保護管理計画」を策定する。

【鳥獣保護管理事業計画の体系】



第13次鳥獣保護管理事業計画(案)の概要

- 1 計画の期間 令和4年度～令和8年度（5年間）
 ※第12次計画は、平成29年度～令和3年度
- 2 計画に掲げる主な内容
 - (1) 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項
 - ・鳥獣保護区（47か所）、特別保護地区（14か所）を指定（区域の変更は無し）
 - ・計画期間内に指定期間（20年）が満了する区域については期間を更新
 鳥獣保護区12か所、鳥獣保護区特別保護地区4か所
 - (2) 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
 - ・被害防止目的の捕獲について、鳥獣の種類ごとに捕獲の方法（銃やわな等）、捕獲区域設定等の考え方を提示
 - (3) 特定計画の作成に関する事項
 - ・特定計画の作成の目的、対象鳥獣の種類、期間、対象区域を規定
 第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）（令和4～8年度）
 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）（令和4～8年度）
 - (4) 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
 - ・鳥獣の生態に関する基礎的な調査の実施
 渡り鳥保全調査、狩猟鳥獣生息調査等
 - ・新たな捕獲技術の実証、普及
 ICT（わなの遠隔操作）を用いた新しい猟法等や錯誤捕獲の少ないくりわなの実証、普及
 - (5) 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
 - ・鳥獣保護巡視員の配置（25名）
 - ・銃猟等の有害鳥獣捕獲の担い手の育成確保